

# 日本現象学会 現象学年報論文掲載可否審査の基準

## 1. 掲載可否審査の目的

掲載可否審査は、研究大会にて口頭発表された論文を公正かつ客観的に評価し、その水準が『現象学年報』に掲載されるにふさわしいものであるか否かを判定することを目的とする。

## 2. 審査委員の決定

2.1 論文の審査には、編集委員会が決定した学会委員があたる。

2.2 編集委員会は、一発表者につき、専門分野・所属・研究大会時の司会などを考慮して、3名の審査委員を選出する。

2.3 編集委員会は、審査委員案を委員会に諮り、承認を得ることで、審査委員が決定される。

## 3. 審査評価・採点

3.1 論文審査の評価は、10点を最高点とする10段階評価で行い、6点を合格最低の目途として採点する。

3.2 3名の審査委員の採点后、最高得点と最低得点との間に5点以上の差が出た場合は、編集委員会にてさらに2名の審査委員を追加して審査し、最高評価と最低評価を除く3名の審査委員の評点を、その発表者の得点とする。

3.3 審査に当たっては、評点とともに、コメントを記す。コメントは、審査委員名を伏せて発表者へ送付する（コメント送付は、年報掲載者には論文推敲の参考となることを、また不掲載者には今後の研究に役立つものとなることを目的とする）。

## 4. 掲載可否の決定

『現象学年報』掲載の可否については、審査結果（30点満点）に基づき、その分布と掲載可能本数を勘案しつつ、編集委員会が原案を作成し、委員会に諮り、全委員の半数以上の承認をもって決定する。

## 5. 評価の基準となる項目

審査委員は、評価基準となる以下の項目（a-g）をふまえて、総合的に評価を行うものとする。

- a. 主題の適切さ（論文の主題は、現象学年報で扱うテーマにふさわしいものであるか）
- b. 論題の適切さ（論文タイトルは、内容を適切に表しているか）
- c. 投稿規程の遵守（論文は、総字数などの投稿規程に定められた要件を満たしているか）
- d. 論旨と構成の明確さ・論理性（論文の主張および構成は、論理的に妥当で明確であるか）
- e. 主張・論点の独自性（論文に、その論文独自の主張や論点を示されているか）
- f. 先行研究への配慮（当該分野の先行研究や基礎知識が、適切に踏まえられているか）
- g. その他（重大な誤りや不備がないか、不適切な記述・表現がないか…）

2015年12月18日改訂  
日本現象学会編集委員会